

報告第17号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行


専決第11号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月26日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|-----------|--|
| 1 事故発生日時 | 令和3年7月13日 午後6時40分頃 |
| 2 事故発生場所 | 豊川市小坂井町宮下地内 |
| 3 賠償する相手方 |  |
| 4 事故の概要 | 傷病者を豊橋市内の医療機関に搬送するため出動した救急自動車が、国道が交差する信号交差点に赤信号で進入したところ、交差する別の国道を走行してきた相手方の車両と衝突し、相手方の車両の右前部が破損した。 |
| 5 損害賠償額 | 13,298円 |

第139号議案

新城市市長の給与の特例に関する条例の制定

新城市市長の給与の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市市長 下 江 洋 行

新城市市長の給与の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 市長の給料月額は、令和4年1月1日から令和7年10月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(市長の期末手当の特例)

第2条 市長の期末手当の額は、特例期間において、条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

(新城市市長等の給与の特例に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 新城市市長等の給与の特例に関する条例（平成18年新城市条例第2号）

(2) 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例（平成21年新城市条例第36号）

(3) 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例（平成23年新城市条例第24

号)

(4) 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例（平成25年新城市条例第22号）

(5) 新城市市長の給与の特例に関する条例（平成25年新城市条例第39号）

(6) 新城市市長の給与の特例に関する条例（平成29年新城市条例第38号）

理 由

この案を提出するのは、行財政改革への意思を明確にするため必要があるからである。

第140号議案

新城市国民健康保険条例の一部改正

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険条例（平成17年新城市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新城市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産に係る費用の経済的負担を軽減するため必要があるからである。

第141号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条） に改める。

第6章 雑則（第49条） 」

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第142号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。

第4章 雑則（第53条）

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その

用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するため

必要があるからである。

第143号議案

新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定

新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場（以下「パークウェイ駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民及び観光旅行者の利便を図るため、パークウェイ駐車場を設置する。

(施設の名称及び位置)

第3条 パークウェイ駐車場の施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
山頂駐車場	新城市門谷字鳳来寺7番地27
湯谷駐車場	新城市豊岡字地藏元3番地4
遊歩道	起点 新城市門谷字鳳来寺7番地59 終点 新城市門谷字鳳来寺4番地2

(使用料)

第4条 前条に掲げる山頂駐車場を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第7条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、山頂駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において第3条に掲げる山頂駐車場を利用しようとする者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に相当する額を上限とし、その範囲内において指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

6 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、前2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第8条 パークウェイ駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 他の車両の駐車を妨げる行為
- (3) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為
- (4) その他パークウェイ駐車場の施設又は附属設備の管理上支障となる行為

(損害賠償)

第9条 パークウェイ駐車場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、指定管理者にパークウェイ駐車場の管理を行わせることができる。

2 指定管理者にパークウェイ駐車場の管理を行わせる場合は、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) パークウェイ駐車場の施設及び附属設備の利用に関すること。

(2) その他パークウェイ駐車場の施設及び附属設備の維持管理及び運営に関する
と。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により、第4条の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 第8条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

区分	単位	使用料
自動二輪車及び原動機付自転車	1日1回	220円
普通自動車	1日1回	550円
大型自動車	1日1回	1,100円

備考

- 1 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 2 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する普通自動車をいう。
- 3 「大型自動車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- 4 利用する日が次に掲げる日である場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
 - (1) 4月29日から5月5日までの日
 - (2) 8月13日から同月15日までの日
 - (3) 11月1日から同月30日までの日
 - (4) 12月29日から翌年1月3日までの日
 - (5) その他市長が別に定める日

理 由

この案を提出するのは、新城市鳳来寺山パークウェイ駐車場を設置するため必要があるからである。

第144号議案

新城市営住宅管理条例の一部改正

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例

新城市営住宅管理条例（平成17年新城市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 市営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅並びに市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の規定に基づき建設した特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

別表に次のように加える。

城山ハイツ	新城市作手高里字松風呂17番地	8戸
-------	-----------------	----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	位置	戸数
城山ハイツ	新城市作手高里字松風呂17番地	2戸

理 由

この案を提出するのは、城山ハイツの一部の用途を変更するため必要があるからである。

第145号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第9号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

第146号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

第147号議案

令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

第148号議案

令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

第149号議案

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

第150号議案

令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

第151号議案

工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 鳳来総合支所建設工事 |
| 2 工 事 場 所 | 新城市長篠地内 |
| 3 工 事 概 要 | 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| 4 契 約 金 額 | 938,300,000円 |
| 5 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 松井・鈴木特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
新城市城北一丁目1番地5
松井建拓株式会社
代表取締役社長 加藤栄志
構成員
新城市大野字上野76番地8
株式会社鈴木工務店
代表取締役 鈴木 太 |

理 由

この案を提出するのは、鳳来総合支所建設工事施工のため必要があるからである。

第152号議案

工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 新城地域文化広場文化会館特定天井改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 新城市字下川1番地1 |
| 3 | 工 事 概 要 | 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 267,080,000円 |
| 5 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 新城市城北一丁目1番地5
松井建拓株式会社
代表取締役社長 加 藤 栄 志 |

理 由

この案を提出するのは、新城地域文化広場文化会館特定天井改修工事施工のため必要があるからである。

第153号議案

新城市副市長の選任

次の者を新城市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	建 部 圭 一	████████████

理 由

この案を提出するのは、副市長が令和3年12月31日をもって任期満了となるため必要があるからである。

第154号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	鈴木優子	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第155号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	上野道弘	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第156号議案

新城地域文化広場の指定管理者の指定

新城地域文化広場の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城地域文化広場 新城市字下川1番地1	株式会社ケイミックスパ ブリックビジネス 東京都千代田区神田小川 町一丁目2番地	令和4年4月1日から令和 6年3月31日まで

理由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和4年3月31日をもって満了となるため必要があるからである。

第157号議案

東三河広域連合規約の変更

東三河広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出

新城市長 下江洋行

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 山村都市交流拠点施設の整備に関する事務</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地方債</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
共通経費～第4条第12号に規定する事務に係る経費（略）	
第4条第13号に規定する事務に係る経費	豊橋市 <u>1,000分</u> の412 豊川市 <u>1,000分</u> の201 蒲郡市 <u>1,000分</u> の80 新城市 <u>1,000分</u> の61 田原市 <u>1,000分</u> の246
第4条第14号に規定する事務に係る経費	人口割

備考1～6（略）

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
共通経費～第4条第12号に規定する事務に係る経費（略）	
第4条第13号に規定する事務に係る経費	人口割

備考1～6（略）

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合において山村都市交流拠点施設の整備に関する事業を実施するため必要があるからである。